



# 日乗連ニュース

## ALPA Japan NEWS

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

LEGAL 委員会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2013.4.15

No. 36 - 31

## GDF/Global Dialogue Forum

### (各国の政・労・使代表による国際会議)

#### @ILO 本部 (ジュネーブ) 参加報告

#### ～決議文「日本航空への ILO 勧告履行要請」を採択～

#### 1) 会議の目的と概要

近年進められてきた規制緩和、および 2001 年以降の世界的な金融危機が「航空業界に与えてきた影響、航空業界はどの様に対処し今後の航空界の発展に向かって何をすべきか」を議論し、将来に向けて「政・労・使」全体でのコンセンサスを得る事を目的とした、ILO 主催による「グローバル対話フォーラム」が、2013 年 2 月 20～22 日にスイスジュネーブ ILO 本部にて開催されました。28ヶ国の政府、航空会社役員を中心とした 17 名、労働者代表として IFALPA、ITF 等の国際組織を中心とする 67 名、その他 ICAO、WHO、IATA 等の参加があり、IFALPA メンバーとして、ALPA-Japan から 2 名の出席が実現できました。

#### 2) 大きな成果

① 全体会議に提出される IFALPA 声明文に「日本の状況記述が追加」された。

##### <追加部分>

日本では、JAL の会社更生法申請において経営陣はパイロット達に大幅な譲歩を強いました。さらに、JAL は 81 名のパイロットを差別的な取り扱いで即時解雇しています。これは ILO (国際労働機関) の規約に対する完全な違反であり、ILO の結社の自由に関する委員会と理事会は日本政府に対してこの件の調停勧告を採用しました。しかし今日に至るまで、日本政府と JAL 経営陣のどちらもこの件の調停を行おうとはしていません。

② 全体会議にて「スピーチの機会」が与えられた。

##### <スピーチ概要>

“日本航空による 2010 年 12 月 31 日に行われた、パイロット 81 名・客室乗務員 84 名に対する強行解雇について、2012 年 6 月に ILO から日本政府に勧告が出されていますが、7 ヶ月以上経った現在に至るまで、日本政府も日本航空経営者も自主解決に向けての動きを見せないまま沈黙を続けています。

日本における近年の規制緩和と LCC が航空界全体に与えた影響は大きく、労働条件の大幅な低下を先導し、有期雇用形態の増加と未組織乗員の増加を助長する事態となっています。航空労働者とその家族の生活と尊厳を一方的に奪うという典型的な実例の一つとして、ご報告致します。”



### ③ 労働者グループ会議にて

「決議文（日本航空問題へのILO 勧告 2844 号案件の履行に向けて）が採択」された。

## 決議文

- 2013 年 2 月 20-22 日にジュネーブで会合した、世界経済危機の民間航空産業に対する影響に関するグローバル対話フォーラムの「労働者グループ」は、日本政府が結社の自由委員会 2844 号案件での勧告に対し、効果的な行動を現在に至るまでとっていないことを憂慮する。
- 2012 年 6 月 15 日、ILO 理事会は結社の自由委員会による日本航空争議への勧告を含む報告を採択した。当事件は会社更生期における 87,98 号条約違反の可能性を問う我々にとって初めての一連の勧告である。今後の ILO の監視の結果に応じてさらなる勧告、あるいは調査が想定される。
- 同報告では、ILO は会社更生期間においても労働者への否定的影響を最小限にするために当事者間の協議と交渉が重要であるとし、日本政府に対し協議と交渉の確保と ILO に対して進展を報告するよう求めている。

### 結社の自由委員会の勧告

- (a) 委員会は、従業員の人員削減の過程において、労働組合と労働者の継続する代表者が役割を果たせるように、関連する当事者間で協議が実施されることを確実に保障するよう、日本政府に要請する。
- (b) 整理解雇された労働者 148 人が、2011 年 1 月に会社を相手取り、東京地裁にて提訴し、労使間に法的拘束力のある雇用契約が存在していることを認めるよう、裁判所に要求していることに注目し、委員会は、当該裁判の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。
- (c) 再建計画を策定する場合、そのような性質の計画が労働者の及ぼす悪影響を可能な限り最小限に止める上で、労働組合は主要な役割を担うため、委員会は、日本政府がこの原則が、十分に尊重されることを確実に保障するよう、期待する。
- (d) 委員会は、「企業再生支援機構（機構）の不当労働行為」について東京都労働委員会が 2011 年 8 月 3 日に交付した救済命令の破棄を求め、2011 年 9 月 1 日に会社が東京地方裁判所に提訴した訴訟の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。」

我々は、日本政府が可能な限り迅速に問題を解決するために、直ちに勧告に従い行動を取ることを強く求めるものである。

2013 年 2 月 22 日